

国際会計基準審議会 御中

2003年4月4日

IFRS公開草案第3号「Business Combinations」等に対するコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)は、国際財務報告基準(IFRS)公開草案第3号「Business Combinations」の公開草案に対するコメントを提出する。本レターに記載した見解については、当委員会の国際対応専門委員会が作成したものである。

本プロジェクトに対しては、当委員会は2001年11月2日付けでIASB及び主要国の会計基準設定主体の長宛に、持分プーリング法の廃止とのれんの非償却への反対のコメントを提出している。その後本日まで引き続き本プロジェクトの検討を慎重に行った結果、当該コメントで主張した立場を変更する状況には至っていない。

なお、日本では、企業結合に係る会計基準については、2001年7月の当委員会設立以前から金融庁企業会計基準審議会第一部会において検討されている。

当委員会のコメントがIASBの最終的な意思決定に貢献できることを希望する。

西川 郁生

企業会計基準委員会 副委員長

国際対応専門委員会 専門委員長

1. 企業結合の会計処理方法（ED3 質問 2 及び 3）

本公開草案（ED3 第 13 項）で提案されている、企業結合の会計処理方法のパーチェス法への一本化と持分プーリング法の廃止に反対する。このことは、2001 年 11 月に IASB 及びリエゾン国会計基準設定主体に提出したレターにおいても述べている。

我々は、パーチェス法を原則的な会計処理方法とする提案には同意する。しかしながら、取得者を識別することが困難な企業結合取引が生じる限定的な局面において、結合当事者のいずれか一方をあえて取得者とみなして会計処理を行うことには同意しない。当事者の持分比率がほぼ等しい場合には、統合の条件を変えることにより容易に取得者を変更でき、恣意的な取引の操作の余地が生まれる。本公開草案の結論の背景（ED3 BC28 項）では、二つの会計処理方法を残すことにより同一の取引が全く異なる会計上の結果として表されることを懸念し、それがパーチェス法への会計処理方法一本化の一つの理由とされているが、我々の懸念は、取得者の恣意的な特定により同じ企業結合がまったく違う情報に変換されること、言い換えればパーチェス法が濫用されることによっても比較可能性が失われることにある。

我々は、取得者を識別することが困難な企業結合取引に対しては、当事者のいずれをも取得者とみなさない会計処理方法を用意する必要があると考える。その場合の会計処理方法としては、持分プーリング法かフレッシュ・スタート法のいずれかが想定されるが、フレッシュ・スタート法の会計処理方法は議論はされてはいるものの未だ確立されておらず、また当事者の双方が法的に清算されていない取引に清算を擬制してフレッシュ・スタート法を適用することは、分割と合併を繰り返す場合や、企業結合に相当するような業務提携や設備投資が行われる場合でも継続的に資産と負債を評価替えすることを許容することにつながることを懸念している。パーチェス法は当事者の一方を投資の主体である継続企業とする前提に基づいた会計処理方法であり、それに代わる会計処理方法としては当事者の双方を継続企業とみなした会計処理方法、すなわち持分プーリング法を適用すべきである。

なお、仮にパーチェス法を唯一の方法とした場合においても、取得者を識別することが困難な企業結合において、取得とするか逆取得とするか判断できない事例の取扱いを明示すべきである。ED3 付録 A では、明らかな逆取得の例が取り上げられているのみであり、実質的な支配の存在を推定するためにはより多くのガイダンスが必要と考える。

2. のれん（ED3 質問 8、IAS36 質問 5）

2-1. のれんの非償却

本公開草案（ED3 第 54 項）で提案されているのれんの当初認識後の会計処理について同意しない。このことは、2001 年 11 月に IASB 及びリエゾン国会計基準設定主体に提出した提出したレターにおいても述べている。我々は、以下の観点からのれんを非償却とすることに反対であり、一定期間で償却を行った上で、必要に応じて減損処理を行う方法を支

持する。

我々は、のれんには被結合会社の超過収益力などその効果が即時に消失しないものも含まれるため、一時償却しない点では同意する。しかし、超過収益力は競争の進展によって通常は価値が減耗するはずであり、非償却の処理は支持できない。たとえ超過収益力が維持されている場合でも、それは結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補完されているのであり、のれんを償却しない場合は追加投資による自己創設のれんを計上することに実質的に等しくなり、IAS 第 38 号「無形資産」改訂公開草案第 40 項と矛盾する。

本公開草案の結論の背景（ED3 BC107 項）では、取得したのれんに置き換わる自己創設のれんが認識されない一方で、償却費が取得したのれんの費消を反映することの有用性について疑念があるとし、のれんを裁量的な期間にわたり定額法で償却することでは有用な情報は提供されないとしている。しかしながら、取得したのれんの償却費は企業結合以前に被結合会社が創設したのれんの減価を認識するものであり、自己創設のれんを生じさせるための費用は結合後に超過収益力を維持するための追加的な支出によるものである。よって両者は、全く別のものであり共に認識されたとしても有用性は損なわれまいと考える。それらが費用の二重計上に当たるために有用性を損なうとするならば、有形固定資産の減価償却費と修繕費の関係も同様であり、有形固定資産の会計処理も見直す必要がある。

また、のれんの償却処理を否定する論拠の一つとして、アナリスト等の会計情報の利用者がのれんの償却費を足し戻していることがあげられることがある。アナリストが分析するために調整しているのは、のれんの償却費だけでなく、リストラに係わる費用や支払利息、研究開発費などもアナリストの目的に従って調整が行われている。

2-2. のれんの減損テスト

改訂 IAS 第 36 号公開草案第 73 項から第 104 項で提案されているのれんの減損テストの方法は、企業結合後の自己創設のれんの影響を排除できず、従来の IAS 第 36 号に定められた減損テストの方法を著しく改善するほど厳格なものではない。我々は、従来の IAS 第 36 号に定められた減損テストの方法を維持するべきであると考えます。

提案された方法は、のれんの推定価値の算出を要求しているが、のれんの推定価値は単位の公正価値と当該単位内の識別可能純資産の公正価値との差額であり、その算定は独立しては成し得ない。企業結合後に組織再編が行われる場合には、提案によれば再編時点のそれぞれの単位の公正価値の比をもってのれんを再編後の資金生成単位に配分するとしているが（改訂 IAS 第 36 号公開草案第 82 項）、再編後の資金生成単位で差額として算出されるのれんの推定価値は企業結合時ののれんと関連する保証はない。さらに、提案された方法では資金生成単位の価値が下落してもそのれんの減損が認識されないケースが生じる。従来の IAS 第 36 号に定められた減損テストの方法を用いても、企業再編時の減損テストの困難性や自己創設のれんの影響は排除できないが、少なくとも関連する資金生成単位の価値が下落した際にはまずのれんについて減損が認識される。

以上のように、提案された方法はその効果をさほど得られないにもかかわらず、極めて複雑な計算を要求しており、費用対効果の面からも採用すべき会計処理ではない。

3. リストラ引当金、偶発負債、負ののれん（ED3 質問 5、6 及び 9）

3-1. 負ののれん

本公開草案（ED3 第 55(b)項）で提案されている、負ののれん相当額を損益として直ちに認識する処理に同意せず、それらを取得した非貨幣性資産から控除する処理か、または負債として認識し一定期間をもって償却する処理のほうが望ましいと考える。

買収原価が被買収企業の純資産の公正価値に対する買収企業の持分相当額を下回る場合、その差額は将来の損失または費用の発生を見込んで取得の対価から減額されたものであり、将来の費用の発生に応じて一定期間で収益または費用の減額として計上する処理が適切と考えられる。

3-2. リストラ引当金

本公開草案（ED3 第 40 項）で提案されている、企業結合時に従来認められていたリストラ引当金の計上を禁止する案には同意しない。リストラ引当金の価値相当額が取得の対価に含まれていれば、それらを負債として認識すべきである。本公開草案で提案されているように、負ののれんを一括して利得として認識する会計処理を採用した場合、企業結合後の損失に対応するリストラ引当金相当額が、企業結合時に利益として計上されることとなり、適切ではないと考える。従来 of IAS22 号のような一定の要件を満たす場合については、企業結合時のリストラ引当金の計上を認めるべきであると考えられる。

3-3. 偶発負債

本公開草案（ED3 第 36(d)項及び第 46 項）では、偶発負債を信頼性をもって測定できる場合には企業結合時に公正価値で認識し、企業結合後も各期末に公正価値で再測定して価値の変動額を損益として処理する提案がなされている。企業結合時に偶発負債を認識することには同意するが、企業結合後に公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、再測定を行うことには同意しない。そのような場合には、原因となった事象が現実が発生した時点で確定した負債に振り替えるか、事象が消滅した時点で利益に振り替えるべきと考える。

4. 企業結合の支払対価として取得者が発行する株式の測定基準日（ED3 第 23 項）

本公開草案（ED3 第 23 項）では、企業結合の原価は引き渡した資産等の交換日における

公正価値によることが提案されている。しかしながら、通常の取引では、価格は契約（合意）時点における当事者の意思によって決定されることが一般的であり、等価の交換といえるのは契約時点だけである。反対に、測定基準日として交換日を採用すると、契約時点以降交換日までの価値の変動が取引価格に反映されてしまう。特に、対価として株式を発行する場合には、交換日においては当初に公表した交換比率に株価が収斂することから、企業結合に関連しない買収企業の株価の変動がさらに顕著に会計処理に影響することが生じる。このことから、支払対価の測定は契約（合意）日で行うべきである。

5. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストに関する開示（IAS36 質問 7）

公開草案で提案されている、のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産が配分されたセグメントまたは資金生成単位の回収可能価額の算定方法及び感応度分析の情報を、減損が生じていない期においても常に開示すること（改訂 IAS36 号第 134 項(d), (e) 及び(f)）に同意しない。第 134 項で求められている、開示の対象となる情報は将来の予測情報であり、減損テストに利用することはあっても財務諸表に記載する会計情報として扱うのは適当ではない。また、第 134 項で求められている感応度に関する情報開示については、回収可能価額の算定に使用される変数は通常相互に関連するものであり、その算定は困難である。

のれんの価値の下落が把握できないことを問題とし、そのためにこのような開示が提案されているのであれば、のれんの会計処理として規則的な償却を減損処理に組み合わせたほうがよいと考える。

6. 耐用年数を確定できない無形資産の非償却（IAS38 質問 3 及び 5）

本公開草案（改訂 IAS 第 38 号第 85-88 項および第 91-104 項）では、関連するすべての要因を分析し、その資産が企業に正味のキャッシュの流入をもたらすと期待される期間について予測可能な限度が無い場合、耐用年数は確定できないとみなすことを要求し、そのような無形資産は償却しないことを提案している。我々は、耐用年数を確定できない無形資産について非償却とするのではなく、極めて稀ではあろうが、無限の耐用年数を有することが確実に証明できる無形資産に限って非償却とすべきであり、そのような場合を除いては無形資産についてはのれんと同様に一定期間で償却を行うべきであると考えている。その理由は、そのような無形資産の価値が維持されているとしても、それは自己創設のれんに置き換えられているだけであるからである。そのような会計処理は自己創設のれんの計上を禁止している IAS 第 38 号「無形資産」改訂公開草案第 40 項と矛盾する。

以上